

はじめに

岡垣町では、平成 16 年 3 月に「岡垣町男女共同参画～ともに支えあい、ともに輝く～まちづくり条例を制定しました。この条例に基づいて最初の計画である「岡垣町男女共同参画基本計画」に始まり、平成 21 年に現在の「岡垣町第 2 次男女共同参画基本計画」を策定し、様々な施策を実施してまいりました。本計画は、平成 21 年度から 5 年間の前期実行計画期間とし、平成 26 年度から 5 年間の後期実行計画期間となっています。

今回、中間年度として前期実行計画の 5 年間の評価、住民意識調査を行い、社会情勢の変化や住民の意識を踏まえたうえで後期実行計画を策定しました。

国では、平成 22 年 12 月に「第 3 次男女共同参画基本計画」を閣議決定し、女性の活躍による経済社会の活性化や、地域における身近な男女共同参画の推進などを重点課題とし、積極的な改善措置として盛り込まれています。また、県においては平成 22 年 3 月に「第 3 次福岡県男女共同参画計画」を策定しており、それらを踏まえて施策を検討しました。

男女共同参画社会の実現は、一朝一夕でできるものではなく、地道な取り組みと継続により着実にこの計画を推進していかなければなりません。国では、男女共同参画の推進を 21 世紀の最重要課題と位置づけ、首相が「女性の活躍は、『成長戦略』の中核をなすものであると考えています。」と発言されています。私も、女性の活躍は今後の日本の発展に不可欠なものであると確信しております。

急激な少子高齢化社会や人口減少が言われているなか、その社会情勢に対応するため、男女がともに支えあい、ともに輝くまちづくりを目指し、実効性のある施策に取り組んでいきたいと考えています。

終わりに、本計画の策定に当たり男女共同参画審議会の皆様をはじめ、意識調査にご協力いただきました皆様に心からお礼を申し上げますとともに、今後とも職場や学校、地域等でのそれぞれの分野においても積極的に取り組んでいただきますようお願いいたします。

平成 26 年 3 月

岡垣町長 宮内 實生

第1部 後期実行計画策定に向けて

第1章 後期実行計画策定の基本的な考え	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の期間	1
3. 計画の策定に関する基本的な考え方	1
4. 岡垣町の取り組み	2
第2章 岡垣町を取り巻く環境	3
1. 人口・世帯数	3
2. 就業状況	3
3. 家庭・地域環境	3
4. 女性の方針決定の場への参画	3
5. 男女共同参画関連施策の現状	4
6. 行政が推進すべき施策	4
第3章 社会情勢の変化に伴う住民意識の動向（基本目標別）	5
第4章 後期実行計画で取り組む今後の施策	20
1. 町における重点施策	20
2. その他の取り組み（前期実行計画から拡充された事業）	21
第5章 施策の体系	22

第2部 実行計画

具体的な施策計画	23
基本目標Ⅰ 男女がともに参画する人づくり	23
基本目標Ⅱ 男女がともに参画する地域づくり	27
基本目標Ⅲ 男女がともに能力を発揮できる自立した生き方づくり	30
基本目標Ⅳ 男女がともに人権を尊重する社会づくり	36
基本目標Ⅴ 男女共同参画を推進する組織づくり	39

資 料

1. 用語解説	41
2. 人口・世帯数	45
3. 就業状況	52
4. 家庭・地域環境	55
5. 女性の方針決定の場への参画	62
■岡垣町第2次男女共同参画後期実行計画 策定経過	63
■岡垣町男女共同参画審議会委員名簿	63
■岡垣町男女共同参画～ともに支えあい、ともに輝く～まちづくり条例	64

第1部 後期実行計画策定に向けて

第1章 後期実行計画策定の基本的な考え



1. 計画策定の趣旨

岡垣町第2次男女共同参画基本計画（以下「第2次基本計画」という。）は、「岡垣町男女共同参画～ともに支えあい、ともに輝く～まちづくり条例」の基本理念に基づき、男女間における様々な問題を解決し、男女が互いにその人権を尊重し責任を分かち合える男女共同参画社会を実現するため、様々な施策を体系化し、町民と行政の協働により総合的かつ計画的に推進することを目的として平成21年に策定されました。

策定後は、男女共同参画社会の実現に向けて、実行計画に掲げている各施策に取り組んできました。そして、今後も少子高齢化・人口減少がさらに進み、労働者が確実に不足することが予測されており、女性の活躍がこれまで以上に必要不可欠となります。

また、昨今の集中豪雨や東日本大震災などの自然災害等の教訓から、女性の視点に立った防災対策や意思決定の場などへの女性の参画が必要となっています。

そのような状況のなか、岡垣町では第2次基本計画の5年目の年に、前期実行計画の事業総括を行うとともに、後期実行計画の施策に反映させるための住民意識調査を実施し、今回、後期実行計画を策定しました。

2. 計画の期間

第2次基本計画の期間は、平成21年度から平成30年度までの10年間です。実行計画は、平成21年度から平成25年度までの5年間を前期実行計画期間、平成26年度から平成30年度までの5年間を後期実行計画期間としています。

3. 計画の策定に関する基本的な考え方

- (1) 第2次基本計画で策定した基本理念及び基本目標、施策の体系等に沿った実行計画とします。
- (2) 第2次基本計画で策定した前期実行計画の評価や社会情勢の変化等を踏まえ策定します。
- (3) 住民意識調査結果を反映した施策内容とします。
- (4) 「岡垣町第5次総合計画」第6章第3節との整合を図ります。

4. 岡垣町の取り組み

平成 14 年度までの取り組み

岡垣町では、平成 13 年、「岡垣町男女共同参画社会づくりに向けた基本方針策定プロジェクトチーム」を発足させ、同年企画政策室に女性政策担当者を配置するとともに、男女共同参画社会づくりに向けた本格的な取り組みを始めました。

平成 13～14 年にかけては、男女共同参画に関する「住民意識調査」や「職員意識調査」を実施して現状を把握し、「岡垣町男女共同参画社会づくりに向けた基本方針」の策定を行いました。また、「女性のための悩みごと相談窓口」の設置や男女共同参画講演会の開催を行い、事業推進に取り組みました。

男女共同参画を推進するための条例制定及び基本計画の策定

平成 15 年度には、岡垣町が男女共同参画のまちづくりへと大きく転換するため「岡垣町男女共同参画社会づくりに向けた基本方針」に掲げた施策の一つである男女共同参画を推進するための条例制定及び基本計画策定に向けた検討を進め、平成 16 年 3 月に「岡垣町男女共同参画～ともに支えあい、ともに輝く～まちづくり条例」を施行するとともに「岡垣町男女共同参画基本計画」を策定しました。

条例制定及び基本計画の策定後の取り組み

平成 16 年度以降は、この条例及び基本計画に基づき、男女共同参画推進本部・男女共同参画審議会での協議を経ながら各施策を計画的に進めています。

平成 18 年度には、企画政策室に男女共同参画係を設置し、男女共同参画社会の実現に向けた総合的な取り組みを行ってきました。

平成 20 年度においては、「岡垣町男女共同参画基本計画」の進捗管理と新たな計画の必要性から、住民意識調査等を行い、計画期間を 10 年とする「岡垣町第 2 次男女共同参画基本計画」を策定しました。

平成 22 年度においては、地域で男女共同参画を推進するリーダーを養成する「男女共同参画推進リーダー養成講座」の受講修了生が団体を設立し、地域での男女共同参画を推進しています。また、地域づくり課に単独の係として人権・男女共同参画係を設置し、男女共同参画社会の実現を目指して関係機関と連携を取りながら、全庁的に取り組みを継続して行っています。

審議会などの女性委員の登用率については、平成 25 年度までに 35%の目標を掲げていましたが、平成 25 年 4 月 1 日現在で 31.7%と未だ達成できていません。しかし、これまで登用率が 0%だった「農業委員会」、「防災会議」にそれぞれ平成 23 年度、平成 24 年度に女性が参画したことは一定の評価ができると考えています。

第2章 岡垣町を取り巻く環境



1. 人口・世帯数

- 岡垣町の人口はこれまでは微増傾向が続いていましたが、今後の推計では平成22年をピークに微減傾向に転じることが予測されています。
- 出生数は近年240人程度で推移しています。
- 性別人口は、全人口のうち女性の割合が微増しています。
- 年齢別人口をみると、男女ともに60～64歳が最も多く、次いで55～59歳と続き65歳以上の人口の割合を示す高齢化率は年々高くなっています。
- 岡垣町の世帯数の伸びは人口数の伸びに比べ極めて高い状況です。

2. 就業状況

- 岡垣町における女性の★労働力率は、30～34歳を谷とする★M字曲線を描いています。しかし、その傾向は福岡県に比べ緩やかなカーブとなっています。
- 職業別にみた女性就業者は、「事務従事者」が最も多いものの県全体の割合を下回り、その分「専門的・技術的職業従事者」が多い状況です。
- 岡垣町における65歳以上の就業者数は、男女ともに年々増加しています。

★労働力率とは…15歳以上の人口に占める労働力人口の割合をいいます。労働力人口とは、就業者（仕事をもちながら休んでいた就業者を含む）と完全失業者（仕事をしていない人のうち、仕事に就くことが可能で、かつ、積極的に仕事を探していた人）を合わせたものです。

★M字曲線とは…日本の女性の年齢別就労率（労働力人口比率、労働力率）をみた場合、学校卒業後と子育て終了後の就労率が高く、その間の子育て期の就労率が低くなる傾向にあります。このように、学校卒業後と子育て終了後の時期を2つの山とし、その間の子育て期が谷ようになって、全体の曲線がちょうどMの字のようになっているものをM字曲線といいます。これにより、結婚・出産を期に退職し、子育て終了後に再就職するという、日本の女性の就労傾向が読み取れます。

3. 家庭・地域環境

- 岡垣町における婚姻件数と離婚件数の推移をみると、いずれも増減を繰り返しながら増加傾向にあります。
- 未婚率を年齢階級別に見ると、男性女性とも35歳以上の未婚率が上昇傾向にあり、晩婚化、独身化が進展しています。
- 母子世帯数はわずかながら増加傾向がみられるものの、県全体に比べその割合は低い状況です。

4. 女性の方針決定の場への参画

- 平成25年4月1日現在の岡垣町における審議会等の女性登用状況は、地方自治法第202条の3に基づく審議会等では30.3%（福岡県平均：27.6%）、地方自治法第180条の5に基づく委員会等では17.2%（福岡県平均：13.7%）と、いずれも福岡県平均を上回っています。

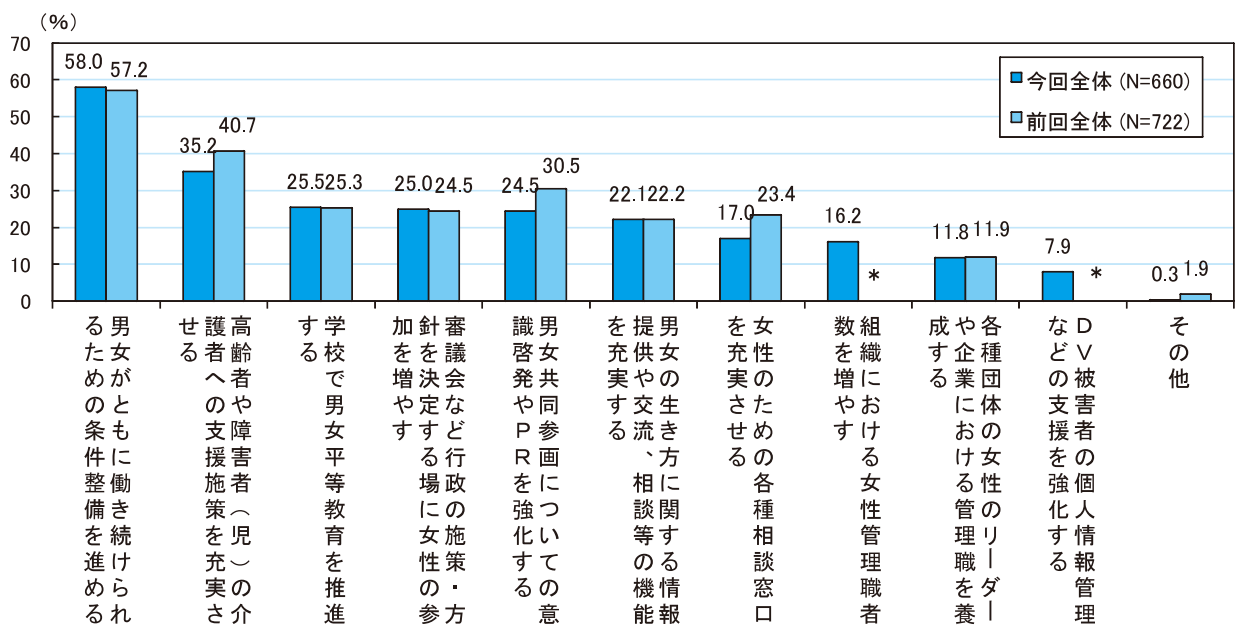
5. 男女共同参画関連施策の現状

- 平成 25 年 4 月 1 日現在、県内において男女共同参画計画を策定した市町村は 50 自治体 (83.3%) となっています。なお、全国での計画策定率は 70.3% となっています。町村での計画策定率は 48.7% です。
- 平成 25 年 4 月 1 日現在、県内において男女共同参画条例を制定している市町村は 40 自治体 (66.7%) と 7 割近い状況です。なお、全国での条例制定率は 31.3% となっています。町村での条例制定率は 14.1% です。

6. 行政が推進すべき施策

- 男女共同参画を推進するために必要な施策を住民意識調査で尋ねたところ、「男女がともに働き続けられるための条件整備を進める」(58.0%) という回答が前回調査と同じく最も多くみられました。また、それ以外には「高齢者や障害者(児)の介護者への支援施策を充実させる」(35.2%)、「学校で男女平等教育を推進する」(25.5%)、「審議会など行政の施策・方針を決定する場に女性の参加を増やす」(25.0%)、「男女共同参画についての意識啓発やPRを強化する」(24.5%) と続いています。

【男女共同参画を推進するために必要な施策】



注) * は選択肢にない項目

資料: 岡垣町男女共同参画に関する意識調査(平成 26 年)

具体的な数値等の資料については、資料編 (P45~P62) に掲載しています。